

薬剤師の資質向上等に資する研修事業実施要綱

〔 令和4年10月18日付薬生発1018第2号医薬・生活衛生局長通知 〕

1. 目的

医療技術の高度化・専門分化が進展し、一方で少子高齢化に伴い人口構造が変化する中、より良い医療を患者に提供していくためには、薬剤師の機能強化・専門性向上に資するために必要な知識及び技能を習得させる等の生涯教育が重要である。

本事業では、継続的な生涯教育に活用可能な研修資材等を作成することにより、更なる薬剤師の機能強化・専門性向上を図ること、及び地域における専門性の高い薬剤師の育成及び薬局と医療機関等との連携体制構築に向けた取組を通して、患者等を支える地域の医療提供体制の確保につなげることを目的とする。

2. 事業内容

(1) 生涯教育の継続的な実施体制の整備

生涯教育における重要分野（医療計画に規定されている5疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）等）及び感染症（AMR対策を含む）について、全国での継続的な生涯教育に活用可能な、研修プログラム、研修資材、研修マニュアル等を作成すること。

また、作成した研修資材等を用いて研修を実施するとともに、当該資材等の評価・改善を行い、e-learningコンテンツを作成するなど、広く活用できるように整備を行うこと。

(2) 専門性の高い薬剤師の養成及び薬局と医療機関等との連携体制構築

本事業の実施主体である法人が中心となり、以下①～③を踏まえ、地域において、専門性の高い薬剤師の養成及び医療機関等と薬局との連携体制構築等に向けた地域研修を実施するとともに、他の地域における類似の取組の横展開に資するべく、地域研修の実施成果等について情報発信を行うこと。

① 地域研修の取組テーマ

以下(i)～(iii)の取組テーマについて、それぞれ5地域を目処に地域研修を実施すること。

(i) 薬物療法を受けている小児患者に対し、高い専門性に基づく特殊な調剤や薬学

的管理を実施し、入退院時及び在宅医療等において地域の医療機関等と薬学管理情報の共有を効果的に行うための取組

- (ii) 妊産婦等における適切な服薬管理や女性の健康を支援できるよう、医薬品等に係る相談体制を充実させ、医薬品等の適正使用を推進するための取組
- (iii) 薬物療法に関わる医療機関、薬局等の関係者による患者の服薬状況等の情報の共有・連携により、安全で有効な薬物療法を切れ目なく継続的に提供するための取組

② 地域研修・連携体制構築の実施

本事業実施にあたっては、各地域において必要となる次の(i)及び(ii)にあるような内容を組み合わせて実施すること。

(i) 専門性の高い薬剤師の養成（薬局薬剤師の研修）

各地域において一定の役割を果たすために必要な薬局薬剤師を養成するため、必要な知識及び技能を習得させる研修プログラムを作成・実施すること。

(ii) 地域の医療機関－薬局間における連携体制の構築

地域で必要とされる薬剤師の確保、入退院時及び在宅医療における医療機関との薬学管理情報の共有、地域の医療施設との共同研修の実施等、患者及びその家族の負担を軽減するための地域における薬局のあり方、医療機関と地域の薬局間での連携体制を検討すること。なお、このような連携体制構築に関わる薬局は、複数の薬局開設者による薬局を含むこと。

(iii) 地域研修の実施成果の把握

地域研修の実施にあたっては、あらかじめ評価指標を設定のうえ取組の成果を把握し、地域研修実施前との比較により、患者や地域住民に対する効果が示されるようにすること。

③ 地域研修の成果の情報発信と、成果を活用した類似の取組の横展開

地域研修の実施内容・成果等について、以下のような方法で情報発信すること。情報発信の時期については令和5年度以降に行うことになっても差し支えないが、その際は、実施予定の情報発信の内容を報告書に記載すること。

- ・自治体と連携したホームページへの掲載等による報告書の情報発信
- ・地域の薬剤師会等の研修会での発表、広報誌への掲載
- ・医学薬学等に関する学会における発表や学术论文の投稿

本事業の実施後、同様の課題を有している他の地域において、類似の取組を実施し、地域の医療提供体制の確保を推進することができるように、本事業の実施者である法人は、地域研修の実施内容・成果等を報告書としてまとめること。

また、他の都道府県等からの求めに応じて、本事業の成果・知見等を提供すること。

3. 実施主体

本事業の実施主体は、別に定める薬剤師の資質向上等に資する研修事業実施法人公募要領により、採択された法人とする。

4. 経費負担等

国は、予算の範囲内で、薬剤師の資質向上等に資する研修事業に係る経費について別に定める基準（薬剤師の資質向上等に資する研修事業費補助金交付要綱）により補助するものとする。

5. 実施期間

法人採択日 ～ 令和5年3月31日